

建設工事における技術者の専任に係る取扱いについて

令和2年10月1日

改正 令和5年1月1日

建設業法施行令第27条第2項の規定に基づき、同一の専任の主任技術者が建設工事を管理することのできる場合の主任技術者の兼務について、次のとおり取扱うこととする。

1 建設工事の技術者の専任に係る取扱いについて

この取扱いについては、建設業法第26条第3項が、公共性のある施設又は多数の者が利用する施設等に関する重要な工事について、より適正な施工を確保するという趣旨で設けられていることに鑑み、個々の工事の難易度や工事現場相互の距離等の条件を踏まえて、各工事を同一の専任の主任技術者が管理できることとするかは、発注者が適切に判断する。

また、土木工事以外の建築工事等においても活用が見込まれ、民間発注者による工事も含まれる点について留意する。

2 同一の専任の主任技術者が管理することのできる工事

次の条件を全て満たす工事とする。ただし、監理技術者には適用しない。

(1) 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事であること。

なお、施工にあたり相互に調整を要する工事について、資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分を同一の下請業者で施工する場合等も含まれると判断して差し支えない。

(2) 工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所であること。

(3) 同一の建設業者が施工する場合であること。

(4) 一の主任技術者が管理することのできる工事の数は、専任が必要な工事を含む場合は、原則2件までであること。

3 主任技術者の兼務に関する手続等

(1) 主任技術者兼務届の提出が必要な場合

請負代金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）以上の飯田市が発注した工事の主任技術者が他の工事と兼務する場合。

(2) 主任技術者の兼務に関する手続等

飯田市が発注した工事において、専任を要する主任技術者が既に受注している他の工事の主任技術者と兼務する場合は、契約書の提出時（契約方法が一般競争入札の場合は入札参加資格要件審査書類の提出時）に、「主任技術者兼務届」（様式1）を財政課へ提出する。

既に受注している飯田市が発注した工事において、専任を要する主任技術者が他の工事の主任技術者と兼務する場合は、他の工事の契約締結前に、「主任技術者兼務届」（様式1-2）を工事担当課へ提出する。

4 適用時期

令和5年1月1日現在契約中の工事及び同日以降契約する工事から適用する。

5 注意事項

3(1)の金額引き上げに伴い技術者の交代を行う場合にあっては、必ず発注者・受注者間での協議を行い、工事の継続性、品質確保等に支障がないようにすること。